

吹田市工事成績評定結果活用要領

平成26年3月7日制定

平成31年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、吹田市工事成績評定要領（平成18年10月25日制定）（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の結果（以下「評定点」という。）を入札制度に活用することにより、工事受注者の適正な選定及び市が発注する建設工事の品質向上を確保することを目的とする。

(優遇措置)

第2条 評定点が85点以上の工事受注者については、入札参加機会を1年間優遇する。ただし、入札参加機会の優遇期間は、当該優遇措置による受注により終了する。

- 2 前項の入札参加機会の優遇措置は、当該業者に対し、制限付一般競争入札において、当該工事と同一種別（建設業法別表第一上欄に掲げる建設工事の種類が同じであることをいう。以下同じ。）の工事について受注制限件数を1件緩和することにより実施する。
- 3 第1項の工事受注者については、ホームページにおいて公表する。なお、その公表期間は評定点が確定した翌年度末までとする。

(制限措置)

第3条 評定点が60点以上65点未満の工事受注者については、当該工事と同一種別の工事について、制限付一般競争入札及び指名競争入札に3か月間、評定点が60点未満の工事受注者については6か月間、参加させないものとする。ただし、評定要領に基づく評定結果通知後の減点措置（以下、「減点措置」という。）により、評定点が60点以上65点未満となった工事受注者については、当該工事と同一種別の工事について、制限付一般競争入札及び指名競争入札に1か月間、評定点が60点未満の工事受注者については3か月間、参加させないものとする。

- 2 複数工事の評定点が確定した場合の制限期間は、それぞれの工事に係る制限期間を加えた期間とする。
- 3 第1項及び第2項の工事受注者については、ホームページにおいて公表する。なお、その公表期間は評定点が確定した翌年度末までとする。

(優遇措置及び制限措置の実施)

第4条 前2条に規定する優遇措置及び制限措置は、評定点が確定した日の翌月から実施する。ただし、制限期間内に他の工事において制限措置を実施する評定点が確定した場合、当該制限期間が終了した日の翌月から、当該他の工事に係る制限措置を実施する。また、減点措置により評定点が65点未満となった場合、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日施行）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止措置の期間が終了した日以降、当該工事に係る制限措置を実施する。

- 2 優遇措置は、第2条第1項に規定する期間内に公告又は入札を行う制限付一般競争入札について実施する。ただし、指名停止措置要領もしくは吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日施行）に基づく措置をされた場合、措置が確定した日以降、他の同一種別の工事において評定点が65点未満となった場合、当該評定点が確定した日の翌日以降、この優遇措置は実施しない。
- 3 制限措置は、前条に規定されたそれぞれの期間内に公告又は入札を行う制限付一般競争入札及び指名通知又は入札を行う指名競争入札について実施する。ただし、他の同一種別の工事において評定点が85点以上となった場合、当該評定点が確定した日の翌日以降、この制限措置は実施しない。

(共同企業体及び事業共同組合の取扱い)

第5条 共同企業体の評定点は、その全ての構成員の評定点とみなす。

- 2 事業協同組合に対して第2条に規定する優遇措置又は第3条に規定する制限措置を実施した場合、その組合員には当該優遇措置又は制限措置は実施しない。

(水道部の工事成績評定の結果の活用)

第6条 吹田市水道部工事成績評定要領に基づく工事成績評定の結果は、評定点とみなして、この要領の規定を適用する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定の入札制度への活用に関し必要な事項は、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日以降に発注した当初の請負金額が1,000万円以上の工事に適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。